平成28年度 第24回人事委員会 会議結果

一 日 時 平成29年3月17日(金) 午前9時45分から10時15分

二 場 所 人事委員会委員室(県庁第2庁舎7階)

三 出席者

1 人事委員 委 員 長 上 田 博 久 委 員 中 原 都 委 員 弟 紀 厚

2 事務局職員 事務局長 三王寺 由 道 次長兼任用課長 今 岡 誠 一

給与課長吉野一朗係長富山哲明係長湯/口修係長古川真史

係 長 牧田茂人

3 傍聴者 なし

四議題

議案第1号 職員の採用選考について

議案第2号 人事委員会規則の一部改正について(給与勧告関係等)

議案第3号 人事委員会規則の一部改正について (職名変更関係)

報告第1号 職員からの苦情相談について(事案番号29年-1号)

五. 議事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第2号、第3号は公開、 議案第1号及び報告第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

職員の採用選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第2号及び第3号

人事委員会規則の一部改正(給与勧告関係等)及び人事委員会規則の一部改正(職名変更関係)について、事務局が一括して説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

- ○議案第2号 人事委員会規則の一部改正について(給与勧告関係等) 以下のとおり規則の一部を改正する。
- 1 一部改正する規則の名称
- (1)職員の育児休業等に関する規則
- (2)職員の給与の支給に関する規則
- (3)初任給調整手当の支給に関する規則

2 概要

(1)職員の育児休業等に関する規則

平成28年12月に地方公務員の育児休業等に関する法律及び職員の育児休業等に関する条例(以下「育休条例」という。)が改正され、育児休業の対象となる「子」の範囲が拡大されたことを踏まえ、

再度の育児休業ができる特別の事情及び終了後1年経過せずに再度の育児短時間勤務ができる特別の 事情について規定するもの。

※ 平成29年2月議会に附議されている改正育休条例からの規則委任事項

(2)職員の給与の支給に関する規則

平成28年12月に改正された職員の給与に関する条例において、行政職9級、8級相当の職員については、子以外の扶養親族に係る手当を廃止又は減額することとされたことを踏まえ、行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級が行政職給料表9級、8級に相当するものを定めるもの。

(3)初任給調整手当に関する規則 平成27年3月改正分に係る所要の規定の整備

- 3 施行(適用)日
- (1)職員の育児休業等に関する規則 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(平成29年2月議会 議案第35号)の施行の 日
- (2)職員の給与の支給に関する規則平成29年4月1日
- (3)初任給調整手当に関する規則 公布日
- ○議案第3号 人事委員会規則の一部改正について (職名変更関係) 以下のとおり規則の一部を改正する。
- 1 改正する規則の名称
- (1) 給料表の適用範囲に関する規則
- (2) 職員の職務の級の分類に関する規則
- 2 概要

研究職の職名の変更等に伴う所要の改正

【職名の変更等の概要】

- 2級の職・科長を専門研究員へ名称変更
 - ・主任研究員を廃止
- 3級の職 ・所長補佐を主席研究員へ名称変更
 - ・上席研究員を廃止
- 3 施行(適用)日

平成29年3月に予定する警察本部の定期人事異動発令日

◇報告第1号

職員からの苦情相談(事案番号29年-1号)について、事務局が説明した。

六 次回人事委員会の開催

平成29年3月30日(木)午後3時から開催することとした。